

# 羽咋市市民憲章推進基金助成金交付要綱

令和7年4月1日教育委員会告示第13号

## (目的)

第1条 この要綱は、羽咋市市民憲章推進基金（以下「基金」という。）設置の趣旨に基づき、羽咋市市民憲章の実践活動を行う個人及び団体に対し必要な助成を行い、羽咋市民による明るい心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## (助成の対象)

第2条 この基金の助成金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 羽咋市市民憲章実践活動において、次のいずれかの事項に関する研究、出版、製作活動及び団体・指導者の育成その他羽咋市市民憲章の普及推進活動を行うものであること。

- ア 歴史を尊重し、教養を高めること。
- イ 自然を保護し、環境美化を推進すること。
- ウ 社会を浄化し、家庭教育を推進すること。
- エ ボランティア精神を高め、地域コミュニティを振興すること。
- オ その他上記に準ずること。

(2) 当該活動が羽咋市民の自主的参加により行われ、営利を目的としないものであること。

## (助成金の金額)

第3条 助成金の金額は、原則として次のとおりとする。

1 件当たり 標準金額 5万円 限度額 30万円

## (募集)

第4条 市長は、第2条に該当するもので、この基金からの助成を希望する者の募集を行うものとする。

## (申請書の提出)

第5条 前条により助成を希望する者は、羽咋市市民憲章推進基金助成金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

## (選考委員会)

第6条 助成金交付の決定及びこの基金に関し意見を求めるため、羽咋市市民憲章推進基金助成金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 市長は、助成金に関して重要な変更をしようとするときは、選考委員会の意見を聴くことができる。
- 3 選考委員会は、助成金に関し、市長に意見を述べることができる。

## (組織)

第7条 選考委員会委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる団体に所属する者から市長が委嘱する。

- (1) 羽咋市市民憲章推進協会
- (2) 羽咋市
- (3) 羽咋市公民館連絡協議会
- (4) 羽咋市市民活動支援センター
- (5) その他市長が認める団体

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 委員の招集は、委員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

3 選考委員会の議長は、委員長とする。

4 選考委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 委員は、代理人の出席、他の委員への委任又は書面の提出をもってその出席に代えることができる。

(議事録)

第10条 選考委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人として選任された出席委員2人が署名の上、保存しなければならない。

- (1) 選考委員会の日時及び場所
- (2) 委員の現在数
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(助成対象の決定と通知)

第11条 市長は、第5条の申請書を選考委員会に付議し、その助言に基づき助成金の交付に係る対象の選考及び金額の決定を行い、羽咋市市民憲章推進基

金助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請書の提出者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第12条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更があったときは、速やかに羽咋市市民憲章推進基金助成金変更届出書（別記様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（助成金の請求）

第13条 交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、羽咋市市民憲章推進基金助成金交付請求書（別記様式第4号）に事業の完了及び対象経費の支出状況を明らかにした書類を添えて市長に申請しなければならない。

（助成金の交付）

第14条 市長は、原則として、交付決定者の指定する銀行等の口座に助成金を振り込むものとする。

（助成金の返還）

第15条 交付決定者が、次のいずれかに該当するときは、市長は、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

（1）偽りその他不正な手続により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。

（2）助成金をその目的以外のために使用したとき。

（市民への周知）

第16条 市長は、この基金の内容を広く市民に周知し、事業の推進を図るものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。